

受付	個人質問	第号
	令和年月日	時分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和8年2月9日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 水野勝康

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>こども条例の制定作業について</p> <p>佐藤市長はこども条例の制定を公約に当選し、こども会議を設置して条例制定作業に着手し、令和8年1月24日には「(仮称)長久手市こども条例(案)市民説明会(中間報告)」が行われた。</p> <p>令和6年第1回定例会、第3回定例会、令和7年第2回定例会に引き続き、こども条例の制定作業について伺う。</p> <p>(1) 市民説明会では前文以下、条文の骨子が示されている。今後はこれに肉付けする形で制定作業を進めるのか。</p> <p>(2) こどもの権利を市民に啓発する宣言ではなく法的拘束力を持つ条例とする方針で作業を進めているが、前文についても法的拘束力を持つものと理解してよいか。</p> <p>(3) 前文と目的条文、基本理念条文はどのような関係性でまとめるのか。内容が重複しないか。</p> <p>(4) 第1章には定義条文を置く構想だが、「学校等施設関係者」は学校教育施設や市の施設・関係組織等で活動を行う人が想定されるが、学習塾や私営のスポーツ教室などで活動を行う人についてはどのような扱いになるのか。</p> <p>(5) 第2章の権利に関する各種の規定は日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法など先行する法の理念をわかりやすく、具体的に書き出したものと</p>	

	<p>いう位置づけか。</p> <p>(6) 第2章に定める権利に関して、第4章では市の役割に関して定めているが、これらの規定は市に対して具体的な対応を求める根拠になり得ると考えるか。</p> <p>(7) 第3章では大人の役割として、学校等施設関係者の役割と市民の役割を分けて定めている。児童虐待防止法第6条は児童虐待の通告義務を課しているが、同第5条では特に児童と接する機会の多い者に児童虐待の早期発見努力義務を定めている。児童虐待防止法の第5条と第6条の関係同様に、学校等施設関係者に対してはより重要な役割を期待しているものと解釈してよいか。</p> <p>(8) 相談体制の充実とこどもの権利の侵害からの救済は条例による「上乘せ」として特に重要であると考え。それぞれどのような構想か。</p> <p>(9) こどもの意見表明や参加の機会の促進の例として、施設運営や行事が挙げられているが、それ以外にはどのようなことが考えられるか。</p> <p>(10) 第4章で定める市の役割を具体的に果たしていくためには、予算措置や専門的な人員が必要となるが、確保の見通しはどのようなか。</p> <p>(11) 令和7年第1回定例会において、こども条例の制定作業に関する予算は減額修正された予算が可決されている。減額修正により制定作業に悪影響は見られたか。</p>	
2	<p>わかりにくい「自治体独特の制度」の説明について</p> <p>令和7年第3回定例会に提出された「議案第54号 香流苑解体撤去工事変更契約の締結について」は、議会のみならず市民の間にも大きな混乱を巻き起こした。この原因として、一般的にはあまり馴染みのない自治体独自の制度の説明が不十分であったことが挙げられる。公的機関である以上、独自の制度の存在自体は否定されるべきではないが、市民に対して一層十分な説明を行うことが求められる。少なくとも「長久手市公共工事請負契約約款」のようなものを提示するだけでは不十分であると言わざるを得ない。自治体独自の制度をどのように市民に対して説明していくのか伺う。</p> <p>(1) 過去に、制度がわかりにくいという市民からの指摘がされた場合、どのような対応をしてきたか。</p> <p>(2) わかりにくい制度について市役所の側で察知できるのは、市民と密接に接する部門の職員であると考えられるが、職員から意見が出た場合、どのような対応をしてき</p>	

	<p>たか。</p> <p>(3) 事業総点検で様々な事業について検討を行ったが、この過程で周知や説明の問題についてはどのように取り扱ったのか。</p> <p>(4) わかりやすい説明を行っている一例として、大府市では「設計変更ガイドライン」を作成して公開している。このようなものが本市にもあれば、先に触れた議案第54号で生じたような混乱は起きなかったものとする。このような他自治体の取組についてはどのように評価するか。</p>	
3	<p>議会事務局を担う人材について</p> <p>複雑化・多様化する自治体の課題に対して、議会に求められる役割が大きくなっている。これは必然的に、議会を支える議会事務局の機能向上が求められる。</p> <p>地方自治法第138条第5項により議会事務局職員の人事権は議長にあるが、実態としては行政職員が配置転換により就くことが普通である。したがって、市長がどのような人材を議会事務局に充てるのかも重要になる。市長の認識を伺う。</p> <p>(1) 議会事務局職員として必要と考える素養・能力をどのように考えているか。</p> <p>(2) 議会事務局長として必要と考える素養・能力をどのように考えているか。</p> <p>(3) 議会事務局の機能強化についてどのような認識を持っているか。</p>	
4	<p>ただちに改修困難な道路の危険防止について</p> <p>市民から寄せられる相談や要望の中で、道路に関するものは非常に多い。小規模な作業で解決できるものも少なくないが、道路の拡幅、歩道の設置や拡張、一方通行の設定など、要望の中にはただちに対応が難しいもの、現実的に対応困難なもの、対応した場合別の新たな問題が生じるものもある。要望を実現できない場合、どのように市民の不安に寄り添っていくかについて伺う。</p> <p>(1) 道路の拡幅が困難な場合、どのような対応が考えられるか。</p> <p>(2) 歩道の設置や拡張が困難な場合、どのような対応が考えられるか。</p> <p>(3) 一方通行の設定が困難な場合、どのような対応が考え</p>	

	られるか。	
--	-------	--